

# 被災地でボランティア活動に参加される方へ【お知らせ】

～観光庁『ふっこう周遊割』ボランティア活動促進事業のご案内～

被災（岡山県、広島県、愛媛県）で連続2泊以上宿泊してボランティア活動に参加される場合、宿泊費の支援が受けられます。

## 【支援の条件】

- ① 岡山県、広島県、愛媛県内で連続して2泊以上宿泊すること。
- ② ボランティア活動に1日以上参加すること。
- ③ 支援を受ける手続きをご自身で行うこと。
- ④ 平成30年8月28日（火）以降に予約した宿泊であること。
- ⑤ 平成30年8月31日（金）から11月30日（金）の宿泊であること。

## 【支援金額】

支援上限額：1泊当たり6,000円

※ ボランティア活動に参加した前日又は当日いずれかの宿泊が対象となります。

（1日の活動に対して1泊分宿泊費が支援されます。）

※ 宿泊費が6,000円未満の場合は宿泊料金が上限額です。

[例1] 税抜10,000円の宿泊料金の場合、6,000円の支援

[例2] 税抜5,200円の宿泊料金の場合、5,200円の支援

（注1）消費税や入湯税は対象となりません。

（注2）基本の宿泊プランに含まれる飲食代等は含みます。

（参考）支援を受けることができる事例は次のような場合です。

### （1）同一宿泊施設に連泊

① 活動日の前後に宿泊、活動日がBの場合 = A又はBのいずれか1泊が支援対象

A	B(活動日)	C
---	--------	---

② 活動日A, Bに宿泊した場合 = AとBの2泊が支援対象

A(活動日)	B(活動日)	C
--------	--------	---

③ 活動日Aに宿泊し、活動は行わないが宿泊した場合 = Aの1泊が支援対象

A(活動日)	B	C
--------	---	---

### （2）連続して宿泊するが、活動日が連続しない場合 = A又はBとC又はDの2泊が支援対象

A	B(活動日)	C	D(活動日)	E
---	--------	---	--------	---

### （3）異なる宿泊施設を利用して連続して活動する場合 = AとB又は、BとC又はAとCのいずれか2泊が支援対象

A	B(活動日)	C(活動日)	D
---	--------	--------	---

## ■ 支援を受けるために必要な書類

- (1) 様式7 申請書兼請求書
- (2) 様式8 個人情報同意書
- (3) 様式9 宿泊証明書 (原本)
- (4) 様式10 ボランティア活動参加証明書 (原本又は写し)
- (5) 宿泊に係る領収書 (原本又は写し)

※各種様式は次のサイトからダウンロードできます。

岡山県で活動される方：<https://fukkou-shuyu.jp/okayama.html>

広島県で活動される方：<https://fukkou-shuyu.jp/hiroshima.html>

愛媛県で活動される方：<https://fukkou-shuyu.jp/ehime.html>

### 【必要書類の作成上の留意点】

- ※「様式9 宿泊証明書」は、予約日および宿泊日ごとの宿泊料金が確認できるものであれば、宿泊施設が発行する宿泊証明でも構いませんが、宿泊施設の捺印が必要です。
- ※「様式10 ボランティア活動参加証明書」は、ボランティアセンター (社会福祉協議会) の捺印が必要です。会社や学校等が作成する活動証明書であっても、ボランティアセンター (社会福祉協議会) の捺印があれば有効です。

## ■ 書類の送付先及び振込等の手順

- ①上記の(1)～(2)書類に記入, 捺印
- ②(3)～(5)を添付して、宿泊が終了した日から20日以内 (消印有効) に事務局へ郵送
- ③事務局が書類受理後、書類に不備がなかった場合, 30日以内に指定の口座に振込み  
(書類に不備があった場合は30日以内に振り込めないことがあります)。  
郵送料はご負担ください。

### 【書類送付・問い合わせ先】

〒700-0822 岡山市北区表町 1-7-36 JTB岡山ビル4階

(3県とも住所は同じですが、**あて先が異なります。**)

【あて先】 **岡山県で活動、宿泊された方**

#### ■ 問合せ先

【名 称】 「11 府県ふっこう周遊割」岡山県事務局  
【電 話】 086-232-6523  
【Email】 hirosima\_fukkou1@jtb.com  
【営業時間】 10:00～17:00 (平日, 9/1(土), 9/8(土))

【あて先】 **広島県で活動、宿泊された方**

#### ■ 問合せ先

【名 称】 「11 府県ふっこう周遊割」広島県事務局  
【電 話】 086-232-6521  
【Email】 hirosima\_fukkou1@jtb.com  
【営業時間】 10:00～17:00 (平日, 9/1(土), 9/8(土))

【あて先】 **愛媛県で活動、宿泊された方**

■ 問合せ先

【名称】 「11 府県ふっこう周遊割」 愛媛県事務局  
【電話】 086-232-6526  
【Email】 e\_fukkou1@jtb.com  
【営業時間】 10:00～17:00 (平日, 9/1(土), 9/8(土))

■ その他注意事項

宿泊施設は、旅館業法(昭和 23 年法律 138 号)第 3 条第 1 項に規定する許可を受けた施設に限ります。風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律((昭和 23 年法律 122 号)第 2 条第 6 項に規定する店舗型風俗特種営業に係る施設は除きます。

※詳しくは、下記のサイトをご覧ください。

岡山県で活動される方：, <https://fukkou-shuyu.jp/okayama.html>

広島県で活動される方：, <https://fukkou-shuyu.jp/hiroshima.html>

広島県で活動される方：, <https://fukkou-shuyu.jp/ehime.html> から

